

国道１０号・２２０号 安全性向上検討委員会 規約

(名称)

第１条 本会議は「国道１０号・２２０号安全性向上検討委員会(以下、「委員会」という)」と称する。

(目的)

第２条 本委員会は宮崎県内の国道１０号及び２２０号において、交通事故対策の必要性が高い区間や、歩道整備が必要な区間など、交通安全性の向上につき公正・中立的な立場から事故危険区間の選定、公表することを目的とする。

(所掌事項)

第３条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (１) 事故危険区間の抽出
- (２) 意見聴取方法
- (３) 公表区間の選定及び公表

(構成)

第４条 委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。
２. 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第５条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第６条 委員の任期は、委員会の所掌事項が完了するまでとする。

(委員長)

第７条 委員会には、委員長を置くものとする。
２. 委員長が職務を遂行できなくなった場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
３. 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第８条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
２. 委員会は、委員会の運営にあたり、必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第９条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、この職務を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公開)

第１０条 委員会に提出された資料は、公開の対象とする。

(事務局)

第１１条 事務局は、国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 交通対策課及び、国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 道路管理課に置くものとする。

(その他)

第１２条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度、審議して定めるものとする。

付則 本規約は、平成２２年１１月２４日から施行する。

「国道10号・220号 安全性向上検討委員会」委員会名簿

(敬称略、順不同)

	所 属	役 職	氏 名
委員	宮崎大学 工学部	教授	出口 近士
委員	宮崎公立大学 人文学部	教授	辻 利則
委員	国土交通省 宮崎河川国道事務所	所 長	竹林 秀基
委員	国土交通省 延岡河川国道事務所	所 長	楠本 敦
委員	宮崎県警察本部	交通企画課長	鍋島 清三
委員	宮崎県警察本部	交通規制課長	大野 正人
オブザーバー	宮崎県 県土整備部	道路保全課長	馴松 義昭
事務局	九州地方整備局 宮崎河川国道事務所		
	九州地方整備局 延岡河川国道事務所		

(平成27年9月16日現在)